

職員（鉄道事故調査官）の募集について

令和5年9月4日
運輸安全委員会事務局

1. 職 種

- 鉄道事故調査官（一般職の国家公務員〔専門行政職〕）
（課長補佐級（技術系・一般職相当））

[鉄道事故の調査（証拠の収集等事実関係の調査、原因についての解析、報告書の作成）に従事します。]

2. 配 属 先

- 運輸安全委員会事務局（東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー15階）

3. 応 募 資 格

- 昭和40年4月2日以降に生まれた者で、以下の全ての条件を満たす者

- （1）大学（短期大学を除く）を卒業した者
- （2）鉄軌道事業者、鉄道車両メーカー又は研究機関において、鉄道車両に関する開発、設計又は研究の業務に従事した期間が5年以上の者

4. 採用予定数

- 若干名

5. 採用予定時期

- 令和6年1月1日以降（採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください）

6. 勤 務 地

- 運輸安全委員会（東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー15階）

7. 給与（令和5年9月時点）

- （1）採用時の俸給（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、採用後の職務内容に応じ、職務経歴等を勘案して決定されます。なお、採用後の勤務実績等に応じて昇給（年1回）等があります。

※昇給については、55歳以上の者は勤務成績等による昇給のみ。

- （2）手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。

- ・ 地域手当（俸給等の20/100）
- ・ 扶養手当（月額10,000円（子）等）

- ・住居手当（月額最高28,000円）
- ・通勤手当（定期券相当額（1箇月あたり最高55,000円））
- ・超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
- ・期末・勤勉手当（いわゆるボーナス：成績区分が良好（標準）の場合、1年間に俸給等の4.4月分）

<モデル給与例>

本府省課長補佐級（専行3級/一般職相当）

- ・大学卒業後、正規社員として民間企業に約20年勤務した職務経験を有する場合
年収 約800万円

8. 福利厚生等

保険等 ……国家公務員共済組合に加入

定 年 ……65歳

退職金 ……あり（最低6ヶ月以上勤務した場合）

（※勤務形態や福利厚生については法律の改正等に伴い変更となる場合があります。）

9. 勤務時間・休暇

勤務時間…①08：30～17：15、②08：45～17：30、③09：00～17：45
④09：15～18：00、⑤09：30～18：15のいずれか

（いずれも休憩時間は12：00～13：00）

※フレックスタイムの制度もあります。

コアタイム10：00～12：00、4週155時間として

05：00～22：00の中で割振可能

※ただし、事故等調査のため勤務時間外の業務（出張を含む）が突発
することがあります。

休 暇……休暇は、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、15日付与され、20日を限度
として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、
忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・ balan
ス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

10. 応募方法

○ 下記の書類をメールに添付して提出する。

- ① 履歴書（市販のもの可 [【Word版】](#) [【PDF版】](#)。写真貼付）
- ② 上記4.（2）の応募資格を証明するもの（在職証明書）
- ③ 「鉄道事故調査官を志望するにあたって」と題する小論文（800文字以内）

提出先 hqt-jtsb-bosyuu-syoku2023agxb.mlit.go.jp

※小論文の様式は任意です。

※送信する際には「2023」と「gxb」の間の「a」を「@」に変更して送信してください

締切日 令和5年10月2日(月)必着

1.1. 選考方法

- (1) 一次選考【書類審査】
- (2) 二次選考【面接試験(人物等試験)】(一次選考合格者に別途連絡)
面接日：令和5年10月上旬から中旬
面接場所：運輸安全委員会(東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー15階)
- (3) 合格通知 令和5年10月下旬を目途に本人あて通知

1.2. その他

- 応募書類は、合否の結果によらずお返しできません。
- 採用にあたっては、現在所属する会社等の同意書が必要となります。
- 次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 日本国籍を有しない
 - ② 国家公務員法第38条の規定に該当(下記(ア)～(ウ))する者
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

問い合わせ：運輸安全委員会事務局総務課人事係 浜西、藤記 電話 03-5367-5025 (内線 121 又は 122)
